

新潟県児童福祉施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 19 日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第 6 号

新潟県児童福祉施設規則の一部を改正する規則

第 1 条 新潟県児童福祉施設規則（平成15年新潟県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第14条 条例第 8 条第 1 項の規定による申請は、別記第 3 号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。</p> <p>(1) <u>新星学園又は新潟県若草寮</u>の管理の業務に関する事業計画書</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第 3 号様式 (第14条関係) 指定管理者指定申請書</p> <p>(略)</p> <p>新潟県新星学園 (<u>新潟県若草寮</u>) の指定管理者の指定を受けたいので、新潟県児童福祉施設条例第 8 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第14条 条例第 8 条第 1 項の規定による申請は、別記第 3 号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。</p> <p>(1) 新星学園の管理の業務に関する事業計画書</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第 3 号様式 (第14条関係) 指定管理者指定申請書</p> <p>(略)</p> <p>新潟県新星学園の指定管理者の指定を受けたいので、新潟県児童福祉施設条例第 8 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p>(略)</p>

第 2 条 新潟県児童福祉施設規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(措置による入所及び退所)</p> <p>第 3 条 知事又は施設長（施設（新潟県新星学園（以下「<u>新星学園</u>」という。）及び<u>新潟県若草寮</u>（以下「<u>若草寮</u>」という。）を除く。）の長をいう。以下同じ。）は、児童相談所長から児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「<u>法</u>」という。）第27条第 1 項第 3 号の規定による施設への入所について協議を受けた場合又は市町村長から法第21条の 6、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の 4 若しくは身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第 1 項の規定による施設への入所について協議を受けた場合は、入所させる旨又は入所させることができない旨を通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者による管理)</p> <p>第13条 条例第 5 条第 1 項の規定により同項の指定管理者（以下「<u>指定管理者</u>」という。）に<u>新星学園</u> <u>又は若草寮</u>の管理を行わせる場合（以下「<u>指定管理者による管理の場合</u>」という。）における第 3 条の規定の適用については、同条中「<u>知事</u>」とある</p>	<p style="text-align: center;">(措置による入所及び退所)</p> <p>第 3 条 知事又は施設長（施設（新潟県新星学園（以下「<u>新星学園</u>」という。）を除く。）の長をいう。以下同じ。）は、児童相談所長から児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「<u>法</u>」という。）第27条第 1 項第 3 号の規定による施設への入所について協議を受けた場合又は市町村長から法第21条の 6、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の 4 若しくは身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第 1 項の規定による施設への入所について協議を受けた場合は、入所させる旨又は入所させることができない旨を通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者による管理)</p> <p>第13条 条例第 5 条第 1 項の規定により同項の指定管理者（以下「<u>指定管理者</u>」という。）に<u>新星学園</u>の管理を行わせる場合（以下「<u>指定管理者による管理の場合</u>」という。）における第 3 条の規定の適用については、同条中「<u>知事</u>」とあるのは、「<u>指定</u></p>

<p>のは、「指定管理者」とする。 2～4 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第14条 条例第8条第1項の規定による申請は、別記第3号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。</p> <p>(1) 新星学園又は<u>若草寮</u>の管理の業務に関する事業計画書</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(委任等)</p> <p>第15条 この規則に定めるもののほか、施設(新星学園及び若草寮を除く。)の管理に関し必要な事項は、知事の承認を得て施設長が定める。</p> <p>2 条例及びこの規則に定めるもののほか、新星学園又は<u>若草寮</u>の管理に関し必要な事項は、知事が新星学園又は<u>若草寮</u>の管理を行う場合は知事が、指定管理者による管理の場合はあらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定める。</p>	<p>管理者」とする。 2～4 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第14条 条例第8条第1項の規定による申請は、別記第3号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。</p> <p>(1) 新星学園又は<u>新潟県若草寮</u>の管理の業務に関する事業計画書</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(委任等)</p> <p>第15条 この規則に定めるもののほか、施設(新星学園を除く。)の管理に関し必要な事項は、知事の承認を得て施設長が定める。</p> <p>2 条例及びこの規則に定めるもののほか、新星学園の管理に関し必要な事項は、知事が新星学園の管理を行う場合は知事が、指定管理者による管理の場合はあらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定める。</p>
--	--

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。